

決議

締約国会議は、

5. 決議4. 5の規定に関わらず、国家が批准を留保しないで条約に署名する際、または批准書か加盟の書類を寄託する際には、登録湿地は正確に記載され地図上に表示されるものとすることを決定する。
6. さらに国家によってその後追加として登録される湿地も、その境界は正確に記載され地図上に表示されるものとすることを決定する。
7. 締約国が湿地登録する際には、決議5. 3で言及されている項目に特に注意を払い、インフォメーションシートを提供することを求める。
8. 決議5. 3で述べられている、国家及び締約国が疑問の余地のある場合には事務局とその技術顧問との非公式の協議を行うことを求めていることを、再び繰り返して述べる。

決議VI. 17 財政及び予算に関する決議

1. 当該条約の第6条5、6における財政条項を想起し、
2. 締約国の大多数が条約の基本予算に対する拠出を滞りなく支払っていることを感謝をもって認識し、
3. 未払いの締約国に対しては、条約の業務、特に条約事務局の財政上の運営を促進するために、速やかに支払を行うことを求め、
4. 条約の下での様々な活動を支援するために、多くの締約国によって追加の拠出がなされていること、またこの目的のために政府間機関やNGOによっても拠出が行われていることに感謝の意を払いここに記録し、
5. IUCN(国際自然保護連合)がラムサール事務局に対して提供している効果的な財政上の支援及び事務的支援を感謝をもって認識し、

締約国会議は、

6. 決議5. 2の付属書3に含まれる条約の財政管理のための業務規定を全体として1997年から1999年までの3年間にも適用することを決定する。
7. 付属書Iとして付帯された1997年から1999年までの3年間の予算を承認する。
8. この予算に対する各締約国の拠出は、すでに国連総会で決定された国連加盟国の拠出のための1997年の評価率(付属書II)、および今後決定される1998年と1999年の評価率に基づくことを決定する。
9. 締約国の間で負担を公平に分担する必要性、および途上国の事情を考慮に入れ、常設委員会は国連の評価率を利用する以外に条約予算への年間拠出を計算する基礎となる別の方法に関するさらなる調査を行い、第7回締約国会議に報告を行うことを指示する。
10. さらに以下のことを決定する。
 - (a) ラムサール事務局は予測できないまた避けることの出来ない支出に備え、それらが基本予算を脅かすことのないよう準備資金を設立する。
 - (b) 準備資金の収入源は次のものとする:
 - i) 前年の会計年度の支出を抑えたりより効果的な運用を行えた場合には、その余剰分をあてる。

- ii) 締約国の未納金のうち帳消しとされたものの支払が行われた場合、
 - iii) 受け取った資金の利息、これは寄付者の合意に基づく。
 - (c) 準備資金の利用可能額は、その会計年度の基本資金の12分の1を越えないものとする。
 - (d) 準備資金は、常設委員会が設立した財政小委員会の指導に基づいて事務局長が管理する。
11. さらに以下のことを決定する。
- (a) 常設委員会は財政小委員会を設立し、その構成員は異なる地域から最少5名最多7名とし、うち1名を小委員会の議長に任命する。
 - (b) 小委員会は条約の財政に関わる事項を扱い、常設委員会に報告を行い、また勧告を行うものとする。
 - (c) 小委員会議長は、適切な場合には常設委員会の議長、求められた場合には小委員会全体との協議を行い、事務局長に対し、彼または彼女が条約の財政管理に関わる義務から解放されるよう(これは準備資金の収入源やその利用に関するすべての事項を含む)指導と助言を提供し、
 - (d) 小委員会は各常設委員会会合に先立って協議を行い、常設委員会に提出されるべく財政上のすべての側面に関する勧告を準備する。これ以外の場合には小委員会は通信によって業務を行う。